第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

●社会福祉協議会の本質と基本姿勢

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法第109条に位置づけられ、それぞれの市町村にひとつ設置を認められた、公益を追求する民間非営利組織です。

「社協」には、住民主体の理念に基づき、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」をめざし、福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整とともに自らも事業を企画・実施するなど、地域福祉推進の中核的役割が求められています。

神栖市社会福祉協議会は、中立公正な立場で民間組織としての「開拓性・即応性・柔軟性」を発揮し、市民の皆様、関係機関、行政等と手を携え、「私たちでつくるやさしいまち」の実現に向けた取り組みを実践しています。

※住民主体の理念
①住民を中心に置くこと
②住民のニーズに基づくこと
③住民の主体形成と組織化を基礎とすること

●社協と地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社協活動の本質を踏まえ、これから社協が推進すべき地域福祉活動の「対象」「しくみづくり」「新たな事業化」を、社会福祉に関わる人々や関係機関とともに考え、中長期的な取り組みの方向性を明らかにすることを目的とした民間の活動・行動計画です。

本会はこれまで、平成６年度に策定した第１次地域福祉活動計画（平成７年度～平成16年度）をはじめとし、第１次計画の後期行動計画を含め６度の計画策定を通じて、時代の変化に合わせ様々な取り組みを創設し、見直しを図りながら進めてきました。

第５次計画（令和２年度～令和６年度）では「権利擁護活動」を基本的な活動方針とし、本会の公益を追求する活動の更なる推進と事業継続性を担保する組織・財源の基盤強化を計画の柱としました。

第６次計画においても第５次計画の基本構想を継承しつつ、社会情勢の変化や地域の実情等に即応する取り組みを位置づける計画とします。

※権利擁護
自己の権利を表明することが困難な、または自己の権利が侵害されていることを自覚できない、寝たきりの方や認知症高齢者、障害者の人権を守り、権利表明を支援し代弁すること。

●神栖市地域福祉計画と本計画の関係

神栖市が策定する「神栖市地域福祉計画（第４期。令和５年度～令和９年度）」は、神栖市における福祉施策を総合的に推進していくために、福祉の各分野（高齢者、障がいのある方、児童、健康増進等）の個別計画との整合性や連携を図り、その上位計画として社会福祉法第107条に位置づけられています。

神栖市地域福祉計画では、福祉の総合相談窓口を持つ本会との連携強化が期待されています。特に、生活困窮者の相談支援や成年後見制度の利用支援、障害者地域生活支援など、社会福祉士、精神保健福祉士による専門的な相談機能の発揮と、総合的な相談支援体制の構築が求められています。また、ボランティア活動の相談支援や市民同士の相互支援活動、「かみす社協ニュース」や「本会ホームページ」「地域ネットワーク勉強会」等の広報啓発事業の充実が掲げられています。

このため、本計画策定については、神栖市地域福祉計画と連動し、計画推進においても市関係各課を始めとする関係団体等と緊密に連携・協力し取り組んでいきます。

※社会福祉士
福祉全般に関する専門的知識と技術を有する相談援助業務の国家資格。

※精神保健福祉士
精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う社会福祉専門職の国家資格。

＜神栖市の計画と神栖市社協地域福祉活動計画の関係＞

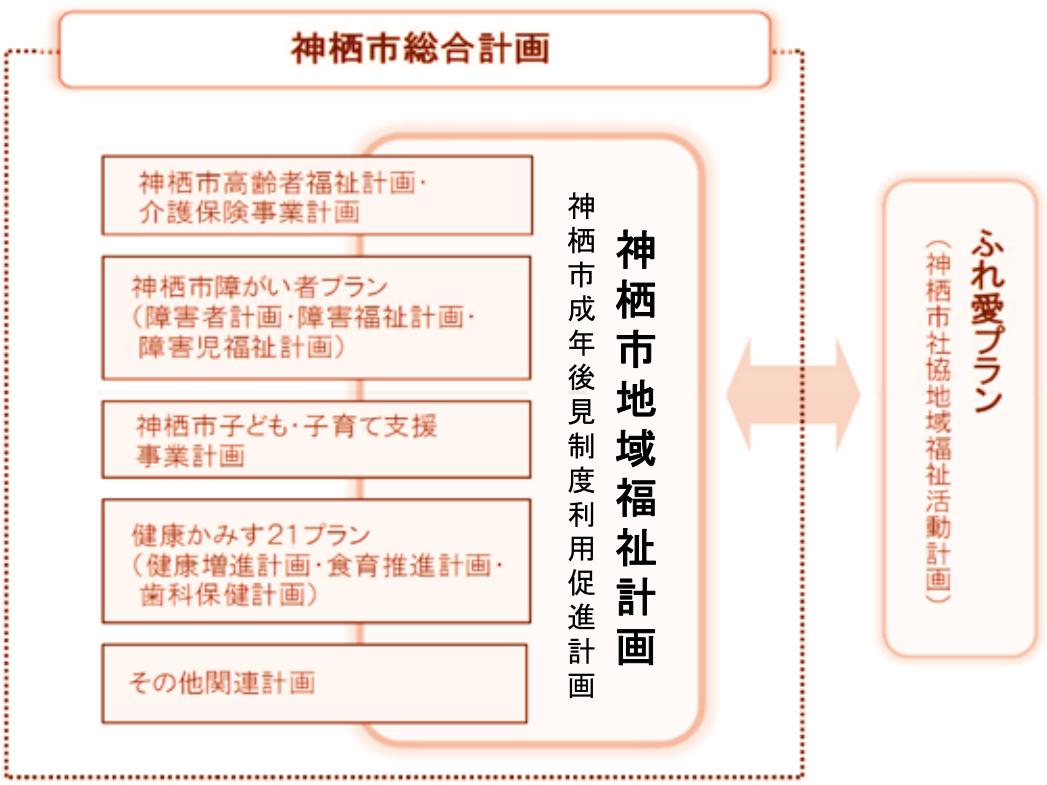

（注）「神栖市地域福祉計画（第４期）【令和５年３月】」より引用

２．第６次計画の構成、推進体制、期間

【 計画の構成 】

●基本構想 「私たちでつくるやさしいまち」

様々な社会的障壁によって社会参加が困難となっている人々の生活課題に関わり、新たな社会資源を創始することで、全ての住民が安心して暮らせるやさしいまちの実現を目指します。

●基本目標　基本構想に沿って、基本目標を定め事業を推進します。

●実施計画　基本目標で掲げた取り組みを実際に展開する実行計画です。

※社会的障壁
障害のある人が生活をしていく上で様々な制約をもたらす原因となる、社会の中にあるバリア（段差などの物理的なものや偏見・差別などの観念等）のこと。

【 計画の推進体制 】

●計画を策定するために、地域福祉活動計画策定委員会を設置し、現計画の総括・検証を行った上で、次期計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び解決策の検討等を行います。

●計画の進行管理は、各事業の展開方法・実施体制、効率性や費用対効果等を、ＰＤＣＡサイクルに基づき理事会等において毎年度ごとに検証し、必要に応じて方向を修正します。

※ＰＤＣＡ
Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すことによって業務を継続的に改善する手法。

＜ＰＤＣＡサイクルのイメージ図＞

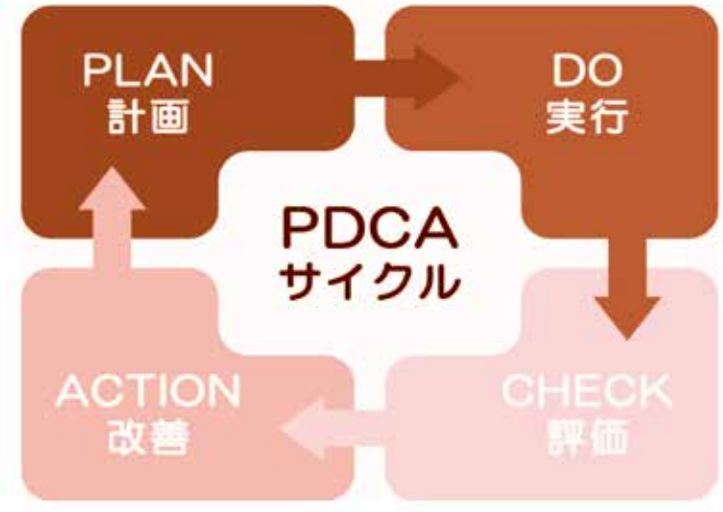

【 計画の期間 】

●本計画は令和７年度から令和11年度までの５年を計画期間とします。

＜本計画と関連する神栖市の各計画期間の関係＞

計画の名称	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11
神栖市社協地域福祉活動計画	第５次（R2～R6）		**第６次（R7～R11）**				
神栖市地域福祉計画 神栖市成年後見制度利用促進計画	**第４期・第１期（R5～R9）**						
神栖市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期	第9期（R6～R8）					
神栖市障がい者プラン （障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）	第6期 第2期	第７期・第３期（R6～R8）					
神栖市子ども・子育て支援事業計画	第２期（R2～）						
健康かみす21プラン （健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画）	第３次（R4～R8）						
神栖市総合計画	第３次（R5～R8）						

（注）「神栖市地域福祉計画（第４期）【令和５年３月】」より一部引用

３．法人化からこれまでの総括と第６次地域福祉活動計画策定に向けた考え方

●神栖市社協の変化

神栖市社協は、法人化から39年「社協とは何か」を追い続けてきました。

1993（平成５）年にスタートした地域福祉活動計画策定作業と、その２年後に展開した「ふれあいのまちづくり事業」は、社協による福祉の総合相談機能の重要性と問題解決機能の開発・提供（直接サービスの実施）の必要性を学ぶ貴重な経験となりました。

2000（平成12）年に、社会福祉基礎構造改革を具現化した公的介護保険制度がスタートし福祉サービスが市場化されました。神栖市社協はその時を起点として大きく変化しました。公正中立な立場を常に求められる公益法人として、契約型サービスは市内の需給バランスを毎年確認し縮小・撤退していく方針を役職員で共有し計画化し実行してきました。

2019（令和元）年には特定相談支援事業所（障害者総合支援法）を除く全ての契約型サービスの撤退を実現し、公益法人としての中立性を確保することができ、併せて組織も総職員数23名と活動展開範囲に合わせたサイズへとスリム化を図ることができました。

神栖市社協は現代福祉の基本理念である「ノーマライゼーション」と「エンパワーメント」を堅持しつつ、変化する社会状況への更なる順応を目指し、神栖市に必要な社協スタイルを『ソーシャルワークのプロ集団』となって社会福祉の向上に貢献するという方向に舵をきりました。

●「拠って立つものを持つ」

神栖市社協が大事にしてきたことは「拠って立つものを持つ」ということです。

社協は社会的に弱い立場にある少数派の人々の相談を受け、課題解決の見込める社会資源に橋渡しできなければなりません。使いにくい制度やサービスは実情を示して改善をお願いし、無ければ自ら開発していくといったソーシャルワーク機関としての機能発揮を求められます。併せてひとり一人のソーシャルワーカーには説得力ある態度が不可欠となります。

これらを可能とするため、職員に専門職のモラルとして国家資格取得

※ふれあいのまちづくり事業
市区町村社協を実施主体とし「問題発見・解決機能の強化」「福祉コミュニティづくりの推進」「社協の基盤整備と体制強化」を活発化することを目的として平成３年度に創設された国庫補助事業。指定期間は５年。

※社会福祉基礎構造改革
少子高齢化の進展や社会福祉へのニーズの多様化に対応するため、従来の社会福祉サービスの仕組みを「措置」から「契約」に転換し、根本から見直した政策。

※特定相談支援事業所
障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」を作成する事業所。

を義務付けました。ソーシャルワークの「価値」を基盤に、「知識」と「技術」をしっかりと身につけ、福祉専門職として全ての職員が社会福祉士の倫理綱領及び精神保健福祉士の倫理綱領に拠って立ち、地域社会と関わることこそが実践の正義を見失わないことに繋がるからです。

社協として「神栖市の社会福祉の向上に貢献できることを増やすために、全職員が二つの国家資格を持つ」この基本的な方針を計画化し実行してきたことによって、精神障害者の社会参加支援、発達障害児者支援やひきこもり家族支援、福祉後見サポートセンターの創設や福祉事務所関係課への職員派遣を実現することができました。

これからも、社会福祉の向上を中立公正な立場で進める社会福祉士・精神保健福祉士としての実践を社協活動のベースにしていくことが神栖市における社協に求められた活動の在り方であることを確認できました。

●機能として見られる時代

常に忘れてはならないことは、社協が地域福祉推進の中核組織として神栖市の社会福祉全体をアセスメントし「何が満たされていて何が不足しているのか、不足している内容で公益法人である社協が取り組むべきことは何か」を明確化して実践し、市民と行政から理解を得るということです。

暮らしにくさを抱えた少数派の人々の代弁機能を果たし、公的制度がより利用しやすくなるような調整や提案をしたり、これまで無かった社会資源を先駆的に企画・提供したりすることで社会福祉の底上げを図っていくことこそ、社協の最重要活動といえます。

これからの社協はよりシビアに「機能」が評価されます。その取り組みは、神栖市の社会福祉にどういった「価値」を提供できたかが問われ、その成果によって市民からの会費・寄付金や市からの助成金等が変動していくことは避けられない状況にあります。

したがって神栖市社協が本当にやるべきことをそれぞれの職員が正しく理解し、その一つひとつを集めて計画化し実践していくことが必要となります。

今後も長期に渡って緊縮財政政策が進行すると予測される中、社協だからこそできる、社協にしかできないというものを持っているか、持っていないかによって将来は大きく左右されるものと考えられます。

※社会福祉士の倫理綱領
(公社)日本社会福祉士会が採択する社会福祉士の専門職としての価値観及び行動指針を成文化したもの。

※精神保健福祉士の倫理綱領
(公社)日本精神保健福祉士協会が採択する、精神障害を持つ人の権利擁護と、精神保健福祉士の専門性・倫理原則や基準を成文化したもの。

※アセスメント
人や物事を客観的に評価・分析すること

●神栖市に必要な社会福祉協議会のカタチ

市町村社協法制化（1983年）から42年の月日が流れ、社協を取り巻く環境も社協自体も大きく様変わりしました。全国に1800を超えて存在する社会福祉協議会には1800通りのサイズ・スタイル・理念があり、どのようなあり方が「社協と呼ぶにふさわしいか？」などはもはや意味のない問いかけと言っても過言ではない状況にあります。

少子超高齢社会、人口減少、長期経済低迷、自然災害多発、終わりの見えない海外での戦争・紛争など、私たちの暮らしに影響のある社会問題は上げ出したらキリがない程大きな波となって押し寄せてきています。このような現実の中で神栖市社協は、日々の実践を通じて社協活動の妥当性や的確性について評価を受けなければなりません。

日々その充実度合いを増す神栖市の福祉政策の中にあっても、少数派故に思いを伝えにくい、支援策が乏しいなど、公的福祉では及ばない領域で生活課題を抱えて困っている人々が存在しています。この社会的に弱い立場にある人々への支援活動こそが神栖市における社協活動の柱と言えます。つまり神栖市社協の今日的役割は、神栖市の進める福祉政策が完全なものとなるよう補完し、誰もが安心できる社会福祉の実現を目指していくということです。

これからも他機関との連携をもとに、社協として担うべき活動範囲を見失うことなく神栖市民から信頼され頼られるよう、「福祉総合相談を入り口としたソーシャルワーク」という現代社協の基本機能を追求し続け、神栖市の社会福祉の前進に貢献していきます。

以上のことから、本計画では、神栖市社協の取り組みの根幹である「権利擁護活動」を中心に、今後５年間の基本目標を定め、各目標ごとの事業展開を明らかにしていきます。

※市町村社協法制化
昭和58年５月に社会福祉事業法の改正案が可決成立（昭和58年法律第42号）し、市町村社協の法制化が実現した。

４．第５次地域福祉活動計画の達成度の検証

【基本目標（Ⅰ）】 総合相談体制の充実強化

●相談援助機能の充実強化

＜第５次計画に掲げた重点項目（概要）＞
福祉の総合相談窓口として幅広い分野の課題を受け止め、本会の各種専門相談を活用し、組織全体で重層的な相談援助を行います。

＜検証結果＞

○職員の相談対応力向上を図るため、社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格取得を標準化し、組織で相談に対応する体制を構築しました。その結果、コロナ禍による生活困窮世帯からの相談が激増した時期においても、全職員が一丸となって相談に向き合い、全ての相談に対し、相談者の自己決定を尊重しながら、適切かつ迅速に対応することができました。さらに、本会の広報紙やホームページ等を積極的に活用し、全ての市民へ制度や事業の最新情報を発信し続けました。
この「広報とチームで業務を遂行する職員体制」は、全国社会福祉協議会発行のメールニュース『全社協・地域福祉部News File（※）』に掲載され、模範的な実践として高く評価されました。

※コロナ禍
2019(令和元)年末からの新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行による災難や危機的状況

※本計画書ｐ43参照

○コロナ禍においても「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」「障害者福祉」に関する相談は引き続き寄せられ、これらの領域はどのような状況下においても一定のニーズが存在し、市民が本会に求める重要な役割であることを再認識しました。

（ｉ）相談内容別支援件数（窓口・電話・訪問）

実施項目	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
1　緊急生活支援	346	409	333	295	289	318
2　生活福祉資金	275	11,937	7,051	2,248	1,477	1,135
3　行旅人支援	7	4	2	1	3	0
4　低額診療	47	41	84	82	45	19
5　生活困窮者自立支援	396	4,608	3,568	2,104	1,470	1,482
6　家計改善支援事業	－	－	－	64	110	139
7　就労準備支援事業	－	－	－	46	46	22
8　生活相談(他)	84	48	63	98	17	36
9　日常生活自立支援	920	1,135	1,382	1,474	1,472	1,282
10　成年後見	511	577	481	428	432	259
11　障害相談	1,788	1,311	1,553	1,508	1,607	1,230
12　こころの相談	149	108	78	41	75	33
13　発達相談(ことばと発達の相談)	259	270	376	433	164	6
14　ひきこもり	78	103	75	57	66	41
15　高齢者相談	657	39	13	21	14	4
16　貸出事業	38	13	9	15	9	9
17　福祉教育	177	33	109	150	225	193
18　ボランティア相談	475	284	330	462	451	471
19　ファミリーサポートセンター	1,392	804	942	－	－	－
20　うぃるかみす	468	364	468	735	590	412
21　その他	144	135	87	88	76	100
計	8,211	22,223	17,004	10,350	8,638	7,191

●コミュニティソーシャルワークの充実強化

＜第５次計画に掲げた重点項目（概要）＞

生活課題を抱える相談者に対して、コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）が、地域の支援者や関係機関と連携し、寄り添って支援します。

＜検証結果＞

○各事業の企画や実施においては、民生委員をはじめ、様々な機関と連携・協力体制を構築しました。また、第５次計画期間中は、市や他機関の主催する担当者会議や政策レベルでの会議に参加を求められる機会が増え、社協が果たすべき、中立公正なコミュニティソーシャルワーク機関としての連絡調整機能、提言機能を発揮しました。

※コミュニティソーシャルワーク
地域社会における人々の生活上の課題解決を支援する活動。その援助を行う人をコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）という。

○地域ネットワーク勉強会は、「社会的に弱い立場にある人々の理解と支援」「ご家庭や事業所等で実際に支援にあたっている方々を応援すること」をテーマの柱に掲げ、継続して開催してきたことで、支援が届きにくい分野のニーズや福祉課題を明らかにするだけでなく、その課題を社会に発信することで理解者や協力者を増やし、ネットワークを広げることができました。また、「大人の発達障害」をテーマにした勉強会は大きな反響を呼び、「大人の発達障害支援基礎研修会」の開催（令和６年度）へ発展するなど、本会が取り組むべき分野や事業の検証においても重要な役割を果たしました。

※民生委員
自らも地域住民の一員として、担当区域において住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たす。

（ｉ）課題解決へのネットワークづくり（実施件数）

会議の種類	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
民協定例会へ参加	19	4	1	3	2	6
民生委員との連携･情報共有	122	75	90	105	88	66
担当者会議（ケース会議等）	54	31	23	36	43	54
連携会議（事業周知･情報交換）	42	22	30	52	47	33
市の政策レベルの会議へ参加	31	16	28	33	32	37
計	268	148	172	229	212	196

（ⅱ）地域ネットワーク勉強会の充実

テーマ分類	元年度		２年度		３年度		４年度		５年度		６年度	
	回	延参加	回	延参加	回	延参加	回	延参加	回	延参加	回	延参加
精神障害	1	49							1	54	1	37
発達障害	3	154							2	132	2	108
高次脳機能障害			1	29			1	26			2	114
ひきこもり	3	72							1	27	1	51
障害福祉(就労)							3	156	2	76	1	47
障害福祉(GH)※									3	134	1	34
成年後見･権利擁護	1	39					3	110	2	74	2	76
その他	2	45					1	23	1	30	1	59
計	10	359	1	29	0	0	8	315	12	527	11	526

（注）コロナ禍により、令和元年度から令和４年度にかけて一部の開催を見送り
※ＧＨ：グループホーム（福祉の支援を受けつつ他の入居者と共同生活を送る住居）

●職員派遣を通じた福祉相談窓口の充実とネットワーク強化

＜第５次計画に掲げた重点項目（概要）＞

神栖市全体の福祉の増進を目指し、労働者派遣事業所として相談支援業務の専門職を派遣し、各窓口の相談機能の充実とネットワーク強化を図ります。

※労働者派遣事業
派遣元となる人材派遣会社に登録している者を派遣先となる事業所へ派遣し、派遣先の指揮命令下で労働を提供。本会では福祉分野の相談支援専門職派遣事業として平成26年度から事業開始。

＜検証結果＞

○市福祉部を中心に職員派遣を継続し、各派遣先においては特にメンタル問題を抱えた相談者への対応等、福祉専門職として公福祉における相談機能の強化に貢献できました。

○派遣先の課だけでなく他課、関係機関との連携基盤強化にも注力しました。コロナ禍での生活困窮世帯への関わりを通じてその連携を深めることができたとともに、継続的に本会職員の専門性向上を図る育成や研修の重要性を再認識しました。

○本会の行政機関等への職員派遣の取り組みが、全社協広報誌『ＮＯＲＭＡ「社協情報」令和４年４月−５月号（※）』に掲載され、先進的社協として一定の評価を受けました。

※本計画書ｐ45参照

（ｉ）労働者派遣事業（派遣人数）

職種及び派遣先	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
市障がい福祉課（社・精）※	1	1	―	―	―	―
市社会福祉課（社・精）	1	1	1	1	1	1
市長寿介護課（社）	1	1	―	―	―	―
市こども家庭課（社・精）	1	1	1	1	1	1

※「社」‥社会福祉士、「精」‥精神保健福祉士

【基本目標（Ⅱ）】 必要とされる各領域の権利擁護・生活支援システムづくり

●精神障害者、発達障害児者、ひきこもりの方等への支援活動

＜第５次計画に掲げた重点項目（概要）＞
少数派故に充分な課題解決が図られていない「精神障害、発達障害、ひきこもり」領域の支援について、さらなる充実を図ります。

＜検証結果＞

○障害者支援の分野では支援機関同士のつながりづくりを中心に取り組み、令和５年３月に「ミスマッチを防ぐための障害事業所情報交換会」を発足しました。この情報交換会で、就労支援事業所の利用を希望する方が自身の生活スタイルや興味関心にあった事業所を選択しやすい環境づくりについて話し合いを重ね、「就労継続支援事業所ガイドブック（令和６年９月発行）」の作成・発行につながりました。

※ミスマッチ
利用者の希望や能力と、事業所が提供するサービス内容の不一致。

※就労支援事業所
障害があるため一般企業で働くことが難しい方をサポートする事業所。「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」がある。

○「精神障害者デイケア」「こころの相談」は、精神障害者や心に不安を抱える方が福祉制度の利用や医療機関への受診など、社会資源につながるきっかけとして機能していることが、各支援機関との情報共有を通じて確認できました。

○障害児領域における市施策や福祉サービスの一定の充実が図られたことから、本会が平成元年度から実施してきた「ことばと発達の相談室」は市へ事業を引き継ぎました。また、発達障害児者の理解者を増やすことを目的として平成17年から開始した「発達障害療育者研修会」は、受講対象を幼児支援から成人期支援に転換を図り、「大人の発達障害支援基礎研修会」という新たな取り組みにつながりました。

※ことばと発達の相談室
構音障害や吃音、学習障害などを抱えた就学児童を対象に、言語聴覚士による訓練や、家庭でできる訓練などの助言を行う事業。

○ひきこもり状態にある方への支援については、依然として相談窓口や支援機関が少なく、法制度も整っていない状況にあります。そのため、本会が実施するひきこもり家族相談では、今後も専門の相談窓口として本人の一番身近な存在である家族の関わり方の構築を目的に事業を展開していくことの重要性を再確認しました。

（ｉ）精神障害者デイケア事業の運営（神栖市より一部受託）

実施項目		元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
神栖地区「青空」	開催回数	150	113	146	147	146	151
	延利用者数	910	557	689	666	568	770
波崎地区「ほのぼの」	開催回数	50	36	51	49	51	50
	延利用者数	73	55	119	101	105	93

（ⅱ）発達障害児者研修の開催（参加人数）

実施項目	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
発達障害療育者研修会	13	中止	中止	中止	23	―
大人の発達障害支援基礎研修会	―	―	―	―	―	34

（ⅲ）ひきこもり家族相談の開催

実施項目	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
心理療法士との家族相談回数	13	17	16	15	8	13
ひきこもり相談件数	78	103	75	57	65	41

●権利擁護関連活動の充実

＜第５次計画に掲げた重点項目（概要）＞

成年後見制度に関する相談、法人後見受任事業と日常生活自立支援事業の実施体制を強化し、市の進める成年後見制度の利用促進事業に貢献していきます。

＜検証結果＞

○権利擁護関連活動は、判断能力が低下した方の視点に立ち、その本人の権利が最大限に尊重される仕組みを作るために、行政、司法、医療、福祉といった多くの支援機関との連携を密に図りました。あらゆる分野の専門職との対等な関係を構築するためにもソーシャルワーカーとしての専門的知見による関わりが求められることから、担当する職員は社会福祉士の有資格者で構成し、組織全体で利用者一人ひとりの自立した暮らしを支え続けることができました。

※法人後見
成年後見人等の役割を個人的に行うのではなく、法人が担うこと。

※日常生活自立支援事業
判断能力が不十分な人の福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理、重要書類の預かりによって地域生活を継続的に支援する事業。

○日常生活自立支援事業（茨城県社協受託事業）は成年後見制度以外の社協特有の権利擁護支援として、行政及び関係機関からの新規相談は絶えず、契約者も増加しました。また、成年後見制度につながる前段としての補完的な機能も有しており、契約後に判断能力の著しい低下や法律行為の必要性が生じたケースは成年後見制度へ移行し、第三者後見人へ引継ぎを行うなど、切れ目のない支援活動を展開しました。

○成年後見制度に関する市民への広報、後見受任活動を継続するとともに、利用需要の増加を見据え、権利擁護活動に関連する市内及び隣接市の社会資源を調査・検証しました。その結果、成年後見制度の利用需要に対して第三者後見人が不足している状況が明らかとなり、本会が受任対象としている「身寄りがなく資力の乏しい身上監護の必要性が高い方」の積極的な受任を継続実践していくことの重要性を再認識しました。

○令和５年度に策定された「神栖市成年後見制度利用促進計画」では、本会が推進すべき取り組みとして、日常生活自立支援事業及び法人後見事業の実施と権利擁護支援の理解促進を図ることが具体的に位置付けられ、これまでと同様に「福祉後見サポートセンターかみす」の活動実践が求められていることが確認できました。

※第三者後見人
親族以外の後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士・友人・知人等）

※身上監護
後見人が被後見人の生活･医療･介護等に関する契約や手続きを行うこと。
親権者が未成年の子の成長を図るため監護･教育を行うこと。

※成年後見制度利用促進計画
成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、利用促進に必要な体制整備等に関し市町村が策定する計画。

（ｉ）法人後見受任、成年後見制度利用支援相談

実施項目	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
相談件数（新規）	31	19	22	32	27	6
受任者数（年度中終了含む）	8	8	7	6	5	4
受任活動件数	434	533	427	340	336	231
専門員活動件数	511	577	481	428	432	259
担当者会議回数	13	6	1	2	5	2

（ⅱ）日常生活自立支援事業の運営（茨城県社協受託）

実施項目	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
相談件数	28	33	33	36	30	34
契約者数（年度中解約含む）	30	33	35	32	37	39
成年後見制度への移行件数	1	1	4	0	3	1
専門員活動件数	777	972	1,238	1,378	1,400	1,186
担当者会議回数	22	13	15	18	28	34

●生活困窮世帯への支援活動

＜第５次計画に掲げた重点項目（概要）＞

景気の低迷等で生活困窮に陥った世帯の課題解決に向け、市各課や関係機関と緊密に連携を図り各種施策につなげていく支援を継続します。

＜検証結果＞

○コロナ禍で増加した生活困窮世帯への支援において、「給付」による直接支援を実施する市（福祉事務所）と、「貸付」を通じエンパワーメントの視点に立った自立支援を展開する社協と、双方の役割が明確化され、制度情報を共有し連携した支援を行うことができました。

○コロナによる特例貸付（茨城県社協受託事業）は、本会の広報紙やホームページで繰り返し情報を伝え続け、さらに市各課と協力して市広報等により広く周知を図ったことで、神栖市からの申請による貸付決定数は、県内で最も多い実績（人口に対する件数割合）となり、正確な情報をいち早く提供することの重要性を再確認するきっかけとなりました。

※エンパワーメント
社会的に不利な状況に置かれた人々が、自ら決定を下せるよう支援すること。また、その人の長所、能力、強さに着目して援助すること。

（ｉ）生活福祉関連施策を活用した相談支援

生活福祉資金（茨城県社会福祉協議会受託事業）

支援内容	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
生活福祉資金貸付申請	5	6	5	4	3	1
生活福祉資金特例貸付申請	5	3,256	1,622	224	―	―
生活福祉資金特例貸付猶予申請	―	―	―	36	126	74

生活困窮者自立支援事業（神栖市受託事業）

支援内容	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
自立相談支援事業(プラン作成)	4	84	55	47	32	51
住居確保給付金	4	290	207	112	17	20
就労準備支援事業	―	―	―	8	12	5
家計改善支援事業	―	―	―	11	27	24

その他の生活福祉活動

支援内容	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
無料・低額診療申請	8	4	8	7	6	2
行路人支援	2	2	1	0	1	0
緊急生活支援事業の実施	74	117	61	58	44	52